

「福岡市民病院研究基金」への寄付のお願い

当院では、職員の医療研究費用に充てるため、「福岡市民病院研究基金」を設置し、皆様からのご寄付を受け付けております。

いただいたご寄付は基金に積み立て、各種研究費用や学会等への参加費、看護師等の各種研修に係る経費、図書購入費等の一部に充てさせていただいております。

ご寄付の具体的な手続き等につきましては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

電話番号

福岡市民病院事務部総務課経理係

092-632-1111(代表)

税制上の優遇措置

地方独立行政法人福岡市立病院機構は、所得税法施行令及び法人税法施行令に規定する特定公益増進法人に該当しており、当法人にご寄付をされた場合は、税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の場合

所得税法の規定により、一定額の寄付金控除が認められます。

法人の場合

法人税法の規定により、一定額の損金算入が認められます。